

第4回「都区のあり方検討委員会」会議録

- 日 時：平成20年4月18日（金）10：00～11：00
- 会 場：都庁第一庁舎33階 S6会議室
- 出席者：【都側委員】
谷川副知事、菅原副知事、山口副知事、押元総務局長
【区側委員】
多田特別区長会会長（江戸川区長）、中山同副会長（新宿区
長）、吉住同副会長（台東区長）、鎌形同事務局長
【報告者】
山崎都区のあり方検討委員会幹事会座長（墨田区長）
- 会議次第
 - 1 開会
 - 2 都区のあり方検討委員会幹事会からの報告
 - 3 都区のあり方検討委員会幹事会の検討事項
 - 4 その他
 - 5 閉会

<会議経過>

1 開会

（山口会長）

それでは、第4回都区のあり方検討委員会を開催します。

会議の司会進行は、前回と同様に私が務めさせていただきますので、よろしくをお願いします。

今回の検討委員会は、平成19年度の検討状況の確認を行うため、当初2月に開催を予定していましたが、今後の検討の進め方について考え方を整理するため、開催を一時延期しました。その後、幹事会で今後の検討の進め方について一定の整理をしていただきましたので、本日の開催となった次第です。

なお、本日は、猪瀬副知事は所用により欠席となっておりますので、ご了承くださいと思います。

では、議事に入ります。

初めに、平成19年度の検討状況及び都区のあり方検討に関する今後の進め方について、幹事会座長の山崎墨田区長さんからご報告をいただきたいと思っておりますので、山崎座長、よろしくをお願いします。

2 都区のあり方検討委員会幹事会からの報告

(山崎幹事会座長)

幹事会の座長を仰せつかっている墨田区長の山崎です。

それでは、平成19年度中の幹事会の検討状況についてご報告します。

お手元の資料1「都区のあり方検討委員会幹事会 平成19年度の検討状況」をご覧くださいと思います。

1枚目は、平成19年度の検討状況を総括して説明したものであり、2枚目以降は検討内容などを説明した資料となっています。

まず、1枚目をご覧くださいと思います。1の都区の事務配分については、10月の当委員会でご了承いただいた検討対象事務を選定するための基準により、検討対象事務を選定した後、更に移管すべき事務を選定するための基準に当てはめて、都区の具体的な事務配分について検討に入ったところです。

そして、19年度の検討状況であります。まず上下水道に関する事務について検討を行ったところですが、都側から「都に残す方向で検討する事務」とすべき、区側からは「区へ移管する方向で検討する事務」とすべきとの考えがそれぞれ示され、検討の結果、合意に至らず、全体を再度調整する際に改めて整理をすることとしました。

また、都市計画決定に関する事務など7事務について、区側が「区へ移管する方向で検討する事務」とすべきとの考え方を示しましたが、現在のところ、都側からこれらの考え方に対する提示がなく、その提示があった後に検討することとなりました。

次に、2の特別区の区域のあり方について、都側が、特別区の区域のあり方に係る検討の視点を示し、この視点についての議論を経て、都から特別区の区域のあり方に関する論点メモが示され、これらを受けて区側からは、特別区の区域のあり方に関する参考論点が示されました。

今後、都区双方から出された論点等を踏まえ、更に議論を進めることとしました。

続いて、2枚目以降に添付した資料についてご説明します。

2ページの別紙1、3ページからの別紙2は、これまでに9回開催した幹事

会の会議経過と会議概要です。後ほどご参照をいただきたいと思います。

次に、8ページの別紙3から別紙6までは、昨年10月の検討委員会でご了承をいただいたものです。

まず、別紙3は、検討対象事務を選定するための基準です。この基準は、都が行っている事務を分類し、この分類に応じて検討対象事務を選定するという考え方で整理したものであり、特別区への事務移管を積極的に進める観点から、府県事務を含め幅広く選定するとともに、必要に応じ、検討過程で随時追加できることとしました。

次に、10ページの別紙4は、別紙3の選定基準に基づいて検討対象とした事務の概要です。444の事務が検討対象となっていますが、事務の一覧は省略をさせていただきました。なお、資料に「平成20年3月19日現在」と日にちを付しているのは、検討していく中で更に検討対象事務を加えるなど変更の可能性のあることを意味しています。

次に、11ページの別紙5は、移管すべき事務を選定するための基準です。この基準は、まず1で、都は、広域自治体として大都市東京の更なる発展を支えるための施策の展開にできる限り特化し、特別区は、基礎自治体としてより幅広く地域の事務を担うという役割分担を基本として、住民に対する行政サービスをより充実させる観点から、事務配分の見直しを行うという考え方で整理しています。

その上で、2で、具体的な事務配分は、7項目の事項を総合的に勘案して整理すること、また、議論の状況によっては国に法令改正を求めていくことも視野に入れて、検討することとしました。

次に、12ページの別紙6ですが、都区の事務配分に関する「基本的方向」とりまとめたイメージです。今後、検討対象事務リストに移管すべき事務を選定するための基準を当てはめ、事務配分の検討を進めていくこととなりますが、19、20の両年度で移管の是非を整理し切るのは極めて困難であると考えられることから、それぞれの検討対象事務について今後の検討の基本的な方向付けを行い、具体化に向けた検討については、21年4月以降に行うものとしたものです。

次に、13ページの別紙7は、以上の昨年10月の検討委員会でご了承いただいた基準等に基づき、19年度中に行った具体的な事務配分についての検討状況を一覧にしたものです。

19年度に検討を予定した事務のうち、上下水道の事務については、都側が「都に残す方向で検討する事務」とすべき、区側からは「区へ移管する方向で検討する事務」とすべきとの考えがそれぞれ示されたが、都区双方の考え方に隔たりが大きいいため、今後の検討の中で整理することとし、具体的な結論を得るまでには至っておりません。

次に、14、15ページの参考は、上水道、下水道の事務について、都区それぞれから出された考え方の総論部分を抜粋したものです。

次に、16ページの別紙8は、都側から特別区の区域のあり方に係る検討の視点として示されたもので、視点としては、生活圏の拡大、行財政基盤強化、行政改革の推進、税源偏在是正の4項目を挙げています。

また、17ページの別紙9は、同じく都側から特別区の区域のあり方に関する論点メモとして示されたもので、特別区の再編、都区制度、道州制への対応、大都市制度の4項目が挙げられています。

次に、18ページの別紙10は、今後の議論の素材として、都側から示されました視点や論点メモを踏まえまして、これまで区側の構成員が幹事会で発言した内容等を基に、区域の問題の性格、住民意識、特別区制度の特殊性など幾つかのテーマに分けて示した参考論点です。

以上が、平成19年度の幹事会における主な検討状況の報告です。

最後に、資料2、「都区のあり方検討に関する今後の進め方について」と題する資料をご覧いただきたいと思います。

この資料は、ただいま報告した平成19年度の幹事会の検討状況を踏まえて、今後の幹事会における検討の進め方について幹事会で整理したものです。

まず、1の都区の事務配分に関する検討については、(1)に記載のとおり、10月の検討委員会で了承された検討手順等の大枠は維持した上で、建設的な検討を行うこととしています。

その上で、(2)にありますように、上下水道や消防等の事務については、更に

準備や調整をした上で検討することとし、それ以外の事務を先に検討することとしました。

また、(3)ですが、検討の方法については、検討が効率的に進められるよう都区間で事前の調整を行い、幹事会で検討する事項の重点化を図ることや、検討資料、検討方法については、検討の効率化の観点から柔軟に対応することとしています。

次に、2の特別区の区域のあり方に関する検討については、(1)のとおり、都から示された視点や論点メモ、特別区が示した参考論点を活用することとしています。また、(2)にありますように、事務配分の検討の過程で、区域のあり方との関係についても議論を行うこととしています。

今後、以上のような進め方に従い、幹事会での検討を行うことをご報告します。私からの報告は以上です。

(山口会長)

どうもありがとうございました。ただいまのご報告ですが、検討状況と今後の進め方については密接に関係していますので、両者を併せて確認していきたいと思います。

まず、今の報告の中での事務配分に関してご意見や、ご質問がありましたら、お願いします。

(多田副会長)

報告の中身について云々ということはありませんが、この1年、相当精力的に幹事会の皆さんに検討していただき、非常なエネルギーを使っていたと思いますので、そのことにまず感謝します。

私もその都度記録を読んでいます。やはりスタンスの違いもあって、いろいろありますが、まだ期間が残っていますので、引き続きなお一層精力的にやっていただきたいという気持ちです。

(菅原委員)

事務配分のことですが、私は上下水道も担当しています。都としては、ここにいろいろ都の考え方、区の考え方がありますので、繰り返しませんが、一体的にやっているわけです。したがって、市の事務だからどうこうというのでは

なく、やはり区民・都民にとって一番いいのはどういう形かという視点を、ひとつお考えいただきたいと思います。

(山口会長)

事務の配分ですが、これを読んでも、どうしても抽象的というか、現実になんというメリットが区民や都民のサービスとして向上していくのかという観点での幹事会の議論が、少し足りないのかなと思います。要は、もともとこの根幹にあるのは、先ほど墨田区長さんからご説明がありましたように、行政のサービスがそれぞれ都民・区民にとって向上しますよという観点での議論がなされる必要がありますが、上下水道のそれぞれの考え方を読んでいても、もう一つ議論が深まっていないように思います。

勿論それぞれ言い分は違っていますが、是非私としては、もっと区民サービスがこれで向上するという観点で、もう少し具体的に検証するよう、幹事会での議論をしていただければと思っています。

(多田副会長)

この検討会の出発点が主要5課題から来まして、自治権拡充という歴史的な経過を踏まえて、今言われております分権化の方向をどのように考えるかということで、やはり基礎的自治体に馴染むことは、何でもやりますよと。東京都は東京都でなければということに特化していくべきですね、という合意からこれは始まっているわけなので、私どものスタンスは、どうしても分権の方向で物を考えるということになります。現状をいじるということになると、その現状をなぜいじらなければいけないかというような見方が、メリット云々ということと、私どもの次元とは少し違ってきます。

ですから、基礎的自治体に向くのか向かないのか、あるいはやり切れるのかやり切れないのか、いろいろあると思うのですが、メリット論というのは少しずれるのではないかと思うので、そういうところが議論の食い違いになって出てきてしまっているのではないかという気がします。

今、国のレベルでいけば、地方分権改革推進委員会をやっていますが、中間のまとめを各省庁に聞いたら、全部ゼロ回答だったと出ていまして、実質ゼロ回答。つまり、分権委員会では、こういうふうに行くべきだということをいろ

いろ出していても、各省庁で実際仕事をやっているところに意見を聞くと、そんな必要はないですよという話になってくる。何か構図として、こういうことを言っているかどうか分かりませんが、もしこういう場が幹事会も含めて分権委員会だとすると、具体的な事務になって各局の皆さんのお話を伺うと、それはそんなメリットがないのではないかというような話になってくると、ちょっと構図が似ているなという感じがするのです。

私も23区のスタンスは、あくまで基礎的自治体でできることは共同でもいいからやりますよという話で、この検討委員会はそこから出発しているのです。ですから、そこのところを薄めた議論になってしまいますとやはり混乱をしたいと思います。

私は、現にやっている仕事をやらなくてもいいとか、区にやってもらえばいいということに、全く異論なくすべてが行くとは思いません。国の省庁だってそうだと思いますが、「分かった」と言って、みんな渡しますよということになかなか得ないと思います。ですが、やはりそこはお互い何か突っ込んだ議論をやって乗り越えるということをやっていくことが必要ではないかと思います。分権というのは、今の方向の前提ですから、そこは私たちはきちっと基本的なスタンスとして持っているべきだと考えています。

(菅原委員)

今言われたような国の分権の流れと、上下水道の検討とは違うと思います。私が言ったのは、何もかもという表現が悪いかもしれませんが、分権だからどうこうというのではなくて、基本的には都民・区民にとってどういう形が一番いいのかという観点から検討すべきだと言っているわけです。

(多田副会長)

東京都も分権の問題では、猪瀬副知事さんもやはり国に対してもっと任せたらどうですかということは言っているわけです。知事さんも東京の国道はみんな任せればよいということをやっているのでしょう。

そういう方向というのは今の時代あるわけですから、私たちも、急にそのスタンスをとったということではなく、いわゆる特別区の自治権拡充の歴史の中から、ずっと私たちが持っている一定のスタンスということになるわけなので、

そこは理解をしていただきたい。各局の仕事をしている方々の考え方も分かりますが、もう少し深い議論にして、お互いのスタンスをきちっと分かり合いながら、しかし、今日このように進むべきではないかという結論に導いてほしいということです。

（谷川委員）

幹事会を10回ですか、本当にありがとうございました。感謝しています。私は、副会長が話されたように、国の省庁の分権の考え方というのは、道路は別ですが、要するに現場を知らない感覚で分権をやっていて、自分たちがやっているのだからそれでいいのではないかと。ただ、東京都と特別区を考えた場合に、東京都も現場を多く持っていて、区市町村はもっと持っていて、その現場の中で一番大事に考えなければいけないのは、区民・都民にとって、行政サービスが最も適切かつ効率的になされているという視点だと思います。

前回もいろいろ議論になりましたが、60年を経た現行の23区の区割が本当に正しいのだろうか。日常の生活の中で不便を感じていないからいいのか、区民からの要望がないからいいのか。

住民の方々にいろいろ提案して、結果として現在の23区のまま残るのがいいと都民・区民が選択すれば、それはベストの選択だと思います。ただ、その前提として、どういう事務を区がやるべきであって、その受け皿をどういう形で作っていくのかという議論を我々の中で前向きに紳士的にやっていきながら、区民にそうした情報を提供した上で、果たしてどうなんだろうかと問うことが必要だと思います。

昨年9月の話ですが、東京商工会議所がアンケートをして、例えば法人住民税を払っている東京商工会議所の中の企業にアンケートをとったときに、確か60%以上の企業が、23区が細か過ぎて営業活動がいろいろな区にまたがっており、もう少し区のあり方を検討してほしい、つまり23区の再編を求めていると思います。

そして、区割というものをどのように考えていくのかということと同時に、セット論として事務事業の移管というものがあります。そして、その視点というのは、あくまでも行政サービスをどのように区民の方により効率的かつ適切

に与えていくのかということです。私は前回も言いましたが、セット論できちんと議論をしていくべきだと思います。

23区が多過ぎるとか、少な過ぎるとかという話をしているつもりはありません。あくまで、行政サービスの充実という観点から見て現状はどうなっているのか区民にもっと知らせる必要があると思います。公会計の問題もいろいろありますが、決算が出た結果において、例えば6区に統合した場合、そういう案も森記念財団から出ていたようですが、それを公会計制度の中でやってみた場合に、直接経費と間接経費について、どれだけ効率的になるのか、効率だからいいとは言いませんが、それを区民に知らせていって、どういう形で区民が判断するのか。それと同時に、一方ではそういう問題だけではなく、地域コミュニティもあり、そういうのも大事にしてほしいという議論も当然出てくると思います。

もう1つ非常に気になっているのは、県並みの人口を持っている区と、その20分の1しか持っていない区と、行政体として同じ権限を持ち続けることがいいのだろうかという点です。この間もある区長さんと話していたら、教職員の人事権を移管してほしいという気持ちはあるということでしたが、教員が多いところは異動ができます。しかし、区によっては中学校が2つしかないところがあり、固定した採用しかできなくなって、平均年齢がどんどん上がっていく。

大きい区と小さい区で、均一に事務移譲をしたとしてもそのような様々な矛盾点が出てくるのではないかと。そういうことも踏まえながら、23区の区域のあり方と事務事業をセットとして考えていくべきではないかというのが、前回から言っている私の主張です。

(多田副会長)

私も先ほど事務移管について話しましたが、これは私が報告に関するこの1年の感想として話しているもので、議論は深めてもらいたいということです。今、区域の問題に絡めてのお話になりましたが、それもやはりいろいろ議論のあるところですね。特別区は、こういう区域の議論をやりましょうということについて勿論同意をしているわけですから、大いに議論して私たちも考えを深めなく

てはいけないと思いますが、やや消極的に映るかも知れませんが、やはり当事者なのです。

東京都は当事者という立場でないから、今お話があったように区域のあり方について客観的に見ると、第三者的に見ればこういうことではないですかという提案がいろいろできると思いますが、各区の場合には当事者になります。ですから、区長がある種の見解を言うときには、自分の区に対するある種の責任を持たなければなりません。責任というのはどういうことかということ、私がこういうことを言うことについて、区民に対して、自らこの方がいいんですよ、あなた方にメリットが出ますよというようなことを責任を持って説得できるかどうかということを確認として持ち得るかどうかということだと思ふのです。それがないと、各区の区長さんたちは、自分はどうしてもこうしたいとか、こうした方がいいということにはならないと思ふのです。立場としてはそういうことは言い切れない。

今、事務の合理化のお話がありましたが、そういう行政システムだけの話で、客観的な話でいろいろこうだからと言うだけでは、住民の人たちは分かったということにはなりそうもない。そこには企業のコミュニティもあれば、一般住民のコミュニティもあるし、歴史的な区民意識もあると思ふし、郷土愛もあると思ふし、いろいろありますから、連帯のコミュニティを各自治体は一生懸命作ってきているわけですから、そういうものをどうしますかという話も出て来ざるを得ない。選挙制度もあれば、いろいろなことがありますから、そういうことをすべてにらんでこの方がいいですよと区長が言うということは、それはある確証の上でなければ言えない。しかも、23人いるわけですから、なかなか積極的にあれがいいこれがいいとか言えない。

それから、少なくとも私どもが一つの区の区長として、あの区とあの区はそうしたらいだらうということも言えません。その区がどう考えるかということがありますから。そうすると、我々が非常に積極的に前向きの方で、ある建設的な意見を出していくことがやはり難しいという状況はあります。これは分かっていただけと思ふのですが。

ですから、区域の問題を議論するときには、これは少なくとも客観的という

か、第三者的な、そういう是非論がいろいろ出ていますから、そういうこととしてこういう考えがある、これはどうなんだということについて我々が議論することはできますが、自分で言えという、なかなか立場ではそう言えないところがあるのです。

私も、今のは商工会議所でしたか、それはインターネットで全部読んでいます。パーセンテージが出ていますが、それは企業の方々が実際役所と付き合いの中で、ある限定した窓口の中で、区がそれぞれ違ってやはり面倒くさいということもあるし、最後の自由意見のところなどは結構、今がいいではないですかという意見もあります。我々は、いい地域づくりのために努力してきたので、やはり自助努力とかいろいろあるわけで、これまでの歴史の中で形成されたこの地域で、我々が一生懸命地域に向かってやるということではないのですかと言っている人もいるのです。ですから、私はいろいろな考え方がその中にもあると思うのです。そういう意見をいろいろ総合しながら、議論をするということは勿論いいです。

具体的には、これから東京都も次の幹事会でいろいろと検討素材を出すということだから、我々は23人いますが、そういうことについてどう考えるかということをする機会は無論あるかなと思います。

(谷川委員)

お話のとおり、確かに区の責任者たる区長の皆さんが、確証がないことでのいろいろな動きをするというのは非常に困難なことだと思います。ただ、今のお話のように、区民に対する責任に直結するのではなく、よりいい将来の区の制度をどうしていくのだという議論をやる分においては区の方はいいですよ。

そのときに、もう22年には道州制の議論も出てくる。では、道州制のときに果たして東京都が東京都のままあるのだろうか。今後、他県との合併等々も出てくるでしょうし、そのときに日本に1つしかない都区制度というものをどのようにしていくのかということは、区民にとっていろいろな影響を及ぼすものでありますので、お話のとおり深い議論、納得できる議論をしていかないといけない。

ですから、責任を持って区民の方に対応しなくてはならないということは全

くそのとおりで、私も同感するのですが、お話のように、道州制も視野に入れながら、議論の段階をより深めていくことが今求められている状況ではないかなと思います。

その中で、最終的に道州制論があったとしても、こういう理由があるから23区でもいいのではないかとか、あるいは、幾つかの区割に分けてシミュレーションを多くやって分析をして、区民の意識も調査しながら様々な議論していくことが今一番求められている。繰り返しになりますが、そんな気がしています。

(多田副会長)

それは同感です。

(山口会長)

何かご意見がありましたら、お願いします。

(吉住委員)

幹事会での今日までの検討について、本当に幹事の皆様には感謝していますが、まだまだ議論を深めていかなければならない問題が山積していると思います。事務移管の問題も含め、また区割の問題等々、これから区民が本当に理解しやすいような方向で持っていかないと、我々が今度区民から怒られる番ですから、そういったことをしっかり踏まえて、そんな性急にやる問題でもない部分もありますので、これからは是非きっちり議論して、より区民に分かりやすくいいものを自治体としてやっていきたい、そんな思いです。

(山口会長)

今、区域の問題になってしまいましたけれども、特に事務配分のところで、先ほど言いましたのは、例えば上下水道について、多摩の市町村はできるだけ広域へ持っていきたいという考え方があって、そのメリットはどんなところにあるのかを明らかにすることが重要だと思います。また、1つ忘れてるのは、これだけの昼間人口が流入していること、観光客が何百万人にもなっていること、このような大都市の水需要に対して、どのようにサービスしていくことが一番いいのか、もう少し分析的に幹事会で検討することが必要だということです。ただ基礎的自治体だ、大都市経営だというだけでの議論ではなくて、水を

使う人は別にそこに住んでいる人だけではありませんから、そういう観点も含めて検討していただきたい。

先日、ある国の水道を管理している大臣クラスの方とお話しましたが、その方の国では、観光客に対する水需要という考え方が必要となっている。観光地として有名になって観光客が増えてくると、それに伴って水道事業を広域的にやらないと、なかなか難しくなってくるというお話がありました。

ですから、我々の幹事会でも、一つの事務配分を検討する場合、この東京、あるいは23区の現状から、検討しなければならない要素を幹事会の中で出していただいて、それが事務配分によってどういうふうになっていくのかということ、どこかで共通理解を図りつつ、検討していくことが必要ではないか。そうしないと、こっちがいい、あっちがいいという話になってしまう。

幹事会で単に事務分担を整理するだけではなくて、もう少し議論の素材となっていくものを、都民・区民だけでなく、こちらに訪れる人にもどうなりますかと、安全が確保できますかと、幹事会で様々な観点から議論を深めていただければなと思います。

(多田副会長)

くどいようですが、このあり方検討委員会が始まった原点のところの、なぜこういうことをやろうとしたかということ踏まえて、いろいろな今のお話のような議論をやっていただきたいという願いは持っています。

(山崎幹事会座長)

幹事会でもっと議論を深めろというお話ですので、精力的に議論を深めさせていきたいと思いますが、今、例えば区側の考え方として多田副会長の話のような考え方、都のほうは谷川副知事さんがお話になったような考え方、これに何かどこかで合意をとというのは、溝が深くてなかなか難しい。したがって、そういう意味で、幹事会で例えば上下水道を結論付けろといっても、これは至難の業だと思えます。

私どもは、どちらかというとは、本質、制度、仕組み、そういうところを分権化と含めて特別区側の事業としてという基本的なスタンス。しかし、都側は、いや、それでいいのかと。多摩市町村、特別区一緒にやっているとか、あるいは

取水から給水、排水まで全部一体的にやらなければいけないとか、それをもしどこかで分断すると、都民・区民にとって住民サービスの低下につながるのではないかと、やはり一体的にやった方がいいという話をされるものですから、これはなかなか前に進みません。

区側としてどういうことを提案しているかというところ、上水道についても全部一体でなくてもいいのではないかと。例えば、取水、導水、あるいは浄水場までは一体的な管理でもいいが、それから先の各戸に対する給水は特別区でも十分行えるのではないかと。実態として日常生活道路を掘り起こして、そしてそこで給水のための施設整備もしているのではないかと、各戸に対してもそういう設備でもって提供しているのではないかと。あるいは料金の徴収についても、東京都がやるよりも特別区側でやった方がよりもっと効率的にできるのではないかと。

一つの事業でも全部一本で検討するというのではなく、広域的に処理するもの、あるいは特別区として処理できるもの、そういった何か分けた議論の展開をしていかないと、お互いに最終的にまた平行線で終わる。こういう話になるのではないかと思いますので、今日は担当の菅原副知事さんにも、水道でもこの部分は特別区にやってもらっていいのではないかと、下水道でもこの部分は特別区に担わせてもいいのではないかと、そういう前向きな議論を是非局内でしていただいて、そして幹事会に出してもらおうと話が進むのではないかと考えます。

我々も、最終的には住民サービスが向上することが目的ですから、低下することを目的にこの議論をしているわけではありません。清掃事業だって、今、区民は、東京都のときよりも、特別区に来たら本当に地域実情に合った、きめ細やかな清掃事業を展開してくれてありがたい、区民はみんなそう言っています。ですから、そういう議論を是非してもらいたい。これだけお願いしておきます。

(菅原委員)

私も決して後ろ向きなことを言っているわけではありませんが、一つの事業の中で切り分けてやるよりは、やっぱり全体として一体的にやった方がいいと思っています。

(多田副会長)

下水道の話になりましたけれども、荒川以東の3区は、足立、葛飾、江戸川は下水道が遅れたものですから、とにかく早くやらなければということで、促進協議会を作って、20年かかりましたが、幹線は全部都にやっていただいて、枝線は全部地元でやりましょうということで、下水道事業は都の事業ですが、我々が委託を受けてやりますということで全部やりました。江戸川区の場合には、大体6千数百億円掛かったと思いますが、その半分の3,000億円以上は枝線で、区が施工しました。

ですから、区だってできない仕事ではない。設計から何から全部やっているわけですから。今、その3区については、そういう工事記録も全部残っているわけなので、本当を言えば、私どものほうが、メンテナンスをきちんとやっていく上では非常に身近にできる条件を持っています。そういうことも一つの例です。だから、いろいろやり方というのはあるわけですし、そういうところも併せていろいろ議論をしてもらいたいと思います。

(谷川委員)

幹事会に期待するところ大ですね。

先ほどの話のように、東京都と180度考え方が違うのも多々あると思います。そのときに、東京都にしても、区にしても、そこに区民がいて、都民がいて、行政サービスの向上にどうやって寄与していくか、その基本的な物差しを認識しながら議論していくということが、まず大前提にあればいいのかなと。

ただ、最後までなかなか難しい問題も中にはあると思います。ただ反発し合うということでは、都にとっても不幸、区にとっても不幸ということだけは十分に認識して議論を進めていかねばならないと思います。少し感想めいたことになりますが、そんな気がします。

(多田副会長)

全く同感でして、それは東京都も、23区も併せて、今、都区制度は運命共同体ですから、お互いにどうやっていい東京を作るかということについて建設的な議論をやらなくてはいけないと思います。いろいろ考え方の対立点はあっても、そういうことを乗り越えなくてはいけないと思っているものですから、

それは本当に冷静に、そして建設的に、そういう議論の場に私たちはみんなしたいと思っています。それを基本スタンスにして、よろしくお願いします。

(中山委員)

私も多田副会長と同じです。

(山口会長)

先ほどの事務の配分もそうですし、それから区割論についてもいろいろな案が出ています。私どもも東京自治制度懇談会で人口の集中度というものを一つの指針としていろいろな考え方を出しています。

そうした様々な検討の中の一つとして、東京の位置付けを国際的に見たいという考え方があるわけです。海外の諸都市の自治制度はどうなっているのかと。例えば、ニューヨークはどんな自治制度で、どんなことをやっているのか。あるいはどんな区割でどんなふうやって、選挙はどんなふうやっていて、議会はどのようにやっているか。

ニューヨークであったり、パリであったり、そうした大都市がそれぞれのパターンを持っていて、分権、あるいは効率化、またある面では、住みやすさ、働きやすさを考えてきています。そういったシステムが歴史の中で出来上がってきているのだと思います。そういう例を幾つか出していってもらって、今の東京の長い歴史の中で、当然これまでの経緯も踏まえなければなりませんし、我々は、先ほど言いましたように、今の区割での事務配分のあり方については一度12年に結論がついていますよという考え方も持っているわけですから、そういう歴史の中で見て、今回新たにこういう議論をしたときに、少しはそういう材料を幹事会の中に出して議論していただきたい。

それぞれの主張が歩み寄る前に、検証していくべき材料をもっと増やしていけば、一つのモデルとしてこれはどうだろう、あれはどうだろうという議論が幹事会の中でも発展するし、また、この中でも、それは一つの参考としてでも成り立つものもあるのではないかと考えています。

(山崎幹事会座長)

特別区の再編を幹事会で議論しろというのも、土台かなり無理のある難しい話です。23区の区長さんは23通りの考え方がありますし、幹事として出て

いる数人の区長で何かするというはとてもできません。これからまた幹事会でもいろいろ話し合いをしていきますが、今の山口副知事さんのお話のように、議論の素材、課題はこういうのがありますよというものを幹事会の都区間で話し合っ出て出して、それを23区の区長さんに素材としてお示しをし、東京都は東京都の内部でそれを素材としてご検討いただくと。

幹事会としては、それ以上先には、墨田と江戸川を合わせるとか、そんな話には到底できないわけで、そういった意味では、経済圏の問題、あるいは人口の問題、生活圏の問題、いろいろな問題がありますから、そういうもののいろんな矛盾だとか問題点を抽出して、そして検討の素材を作るというようなことを当面はやらせていただきたいと思います。是非そんな急に再編なんて言わないようにお願いします。

(谷川委員)

先ほど山口副知事が言いましたように、12年の段階で現状の区割に対する事務配分はもう検討を終了しているという意識を持っています。今後、まさしく23人の区長さんからそれぞれ23通り、あるいはもっといろいろな区割の案が出てくると思うのです。その中で、いろいろ立場があって、これを単純にぱっとできる話ではないというのは十分にみんな分かっている話です。でも、このままでいいのかという気持ちが一方であるのです。

ではどういう形だったらいいのだろうか。先ほど江戸川区長も話されましたが、区の最高責任者としての責任があるから、その責任が及ばない前の段階で様々な議論をするときに、今お話したような情報をどう提供していくのか。一方で、東京都の抱える課題もあれば、区の抱える課題もある。一方では、国際社会の中での競争力を維持していくという日本の首都としての東京の役割がある。そういう様々な要素を考えていったときに、一つのたたき台をどういうふうにするか。

その作ったたたき台が何通りあってもいいのですが、そのたたき台に対してどのようなシミュレーションをしていくのか。その議論の過程の中である程度の姿が見えたときに、先ほど申しましたように、事務もこれくらいの規模でこれだけできるではないかというセット論になっていく。そこのところの深まっ

た検討をスタートさせるためには何よりも議論が必要で、それは責任の問題とかではなく、それぞれの議論をする土壌をいかに作っていくかということが一番大事ではないかなと思っています。そのために議論しましょう。よろしくお願いいたします。

(山口会長)

それでは、まだまだご意見がありますけれども、ひとまずここまでとしまして、ただいま山崎座長からご報告のありました平成19年度の検討状況と今後の検討の進め方について了承した上で、今後の検討に当たっては、本日の議論、要望を踏まえまして、幹事会で引き続き検討していくこととしたいと思います。これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(山口会長)

それでは、そのような取り扱いにさせていただきます。

3 都区のあり方検討委員会幹事会の検討事項

(山口会長)

次に、平成20年度における都区のあり方検討委員会幹事会の検討事項についてです。平成20年度の幹事会の検討事項については、お手元の資料3のとおりにしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(山口会長)

それでは、平成20年度における都区のあり方検討委員会幹事会の検討事項については、お手元の資料3のとおりとします。

なお、幹事会の構成員につきましては、都側の構成員はお手元の名簿にあります職で指名しているところです。今回、人事異動によりまして構成員の変更がありましたので、新しい幹事会構成員はこちらの名簿のとおりにさせていただきます。よろしくお願いいたします。

4 その他

(山口会長)

まだもう少し時間がありますので、せっかくの機会ですから、都と特別区がより以上緊密に協力していけるようなご議論を、時間の許す範囲で行いたいと思います。

今回の財源調整はいかがでしょうか。財源調整といいますか、都は3,000億円、2年で6,000億円ですが、これもなかなか互いに大変なことです、次は都道府県税だけではなくていくということも考えられます。

(多田副会長)

バッシングや道路特定財源もその一つですが、少し外野の方がいろいろと厳しくなっていますので、やはりまだまだ先行き不安感があります。財調の財源は、これまでの景気の動向で非常にありがたいというか、助かっていますが、ここから先の景気はまだ分かりませんが、また東京をどう攻めてくるかという問題はあります。

特に道路特定財源は、それは全国いろいろ事情が違うのでしろうし、作るべき道路もいろいろな種類があるから、私たちもトータルな議論としてどうこう言えないのですが、身近な事業を考えてみますと、大体本当に生活密着の仕事を我々はやっているの、非常に影響は大きいと思っています。一般財源化したときに、先ほど申しました、積み上げてきたものをどう考えてくれるかという問題も残ります。何か不安定要素が多いですね。

(山崎幹事会座長)

墨田区のことで大変申し訳ないのですが、このところ、道路特定財源の使途についていろいろマスコミで報道されています。その中に一部まちづくり交付金に道路特定財源を使いながら、道路と直接関係ない施設等にそれが使用されていることについて、これはいかがかという論調の新聞報道がされています。

この、まちづくり交付金と道路特定財源をイコールとして結び付けている議論というのは、私はなかなか難しい話だなと思います。というのは、今、墨田区は新タワーを中心にした観光都市づくりを進めようとしています。新タワーに来たお客様に対して、まち全体がきちんとお迎えできるまちづくりを進めよ

うということで、河川の整備、あるいは電線の地中化、道路の整備、様々な事業をこのまちづくり交付金を使ってやろうとしています。

まちづくり交付金がそもそもできる前は、いろいろな制度があって、この制度を一個一個適用していたのでは極めてまちづくりが進まないのです、それを包括的にした上でまちづくり交付金制度を使ってまちづくりをやろうというのが、まちづくり交付金の趣旨なんです。そこには道路もあるから、道路特定財源も、全部ではありませんが、一定割合それを負担しようという話なのです。

それが、ここのところ、まちづくり交付金に道路特定財源を使って何か施設整備をすることが悪のような論調で新聞報道されている。もう少しこれは反論してもらいたいと思うのですが、どうですかね。

(谷川委員)

区長さん、反論すればいいではないですか。

(山崎幹事会座長)

私の力ではやっぱり弱いのです。何ととっても広域的な、世界に冠たる東京都に旗を振ってもらわないと、なかなか難しい話です。それを美術館、博物館に使ったということが特化して言われていますけれども、まちづくりという意味でそれがどうしても重要なキーの施設だとすれば、私はそれだってまちづくりという観点からいえばいいのではないかと。まちづくり交付金には道路特定財源が100%入っているわけではないのですから、一部分しか入っていないのですから。それが悪のように言われるというのは心外なのですが、いかがですか。

(菅原委員)

攻撃するほうはいろいろ見付けるわけですね。マッサージ機を買ってどうか、その流れですね。だから、その辺はきちんとやっていかないとやはりまずいと思います。

(多田副会長)

東京の場合は、1本の道路を作るといって、今は3環状の問題などが勿論あるからあれは分かりやすいのですが、ほとんどが、おそらく今言うようなまちづくりなのです。まちづくりといっても大体都心もあるし、周辺もあると思

ますが、やはり戦後からずっと来ている高度成長期の乱開発というか、そういう部分を修復している作業だと思うのです。

私のところはまさにそうですよ。周辺区の東部の3区はそうだと思いますが、区画整理をやらなければいけないということは、高度成長期というか、30年代あたりからの乱開発あとの何十年かたった修復作業です。その前提には災害対策ということがあります。これをやらなかったら、本当に消防車も入れないような道路が多くある。それをどうするかということでやっているわけですが、そこに道路特定財源が入っているのです。今言うように道路は勿論一部、しかも何%ということですが、そういう財源を柱にして組んでいるわけなので、そういう面的な事業を道路特定財源と組み合わせてやるということで活用しているわけです。

国土交通省にやれと言われていないわけではないので、みんな地元でそれをやりましょう、財源的にはこうすればできるということでみんな目算を立ててやっているわけなので、これを一本の道路がどうこうという感覚で捉えられると全く違ってしてしまうのです。だから、そういうことは私もいろんなところで強調しています。

道路特定財源といっても、どういうところに入っているかということがなかなか知られていないということもあると思います。住民の人に話すと、よく分かってもらえます。自転車置き場だってそうですが、駅周辺も本当に困った状態で、駐輪場を私どもは地下で作りました。そういうことにも道路特定財源が入っています。

これはやはり道路環境、まち全体の環境整備ですから、道路特定財源はどういうものかということをもう少し丁寧に捉えて、そしてその必要性を論議してもらわないと、東京をいいまちにしていくのに、相当なペースダウンにならざるを得ないということになるかなと思うのです。

(山口会長)

ハードもソフトもありますけれども、前回お話ししましたように、財源論と、それから富裕論とに反論をされたほうが私はいいと思います。かなりの行政サービスがそれぞれ大都市の需要としてあるのだということであれば、それを特

別区として反論していく。もしそうでないと、今、道路特定財源のところだけであればいいといった問題ではなくて、どうも見ている限りは、財政全般ということで見られていってしまう。だから、一つを反論すれば別のことが必ず出てくるわけで、もし富裕論に反対するならば、財源を含めて大都市の行政需要として反論していくことが重要だと思うのです。というのは、多分23区については、特別区財政富裕論が必ず出てきますから、踏切の問題でも構いませんし、ハードもソフトも含めていろいろな検証をされて、反論されていく方がいいと思います。

それでないと、全く前回のお話になってしまいますけれども、中学生の医療の無料化も江戸川区も含めて23区全部となって、今度タワーの建設が出てきたりしますと、やはりそれはいろいろ言われますよね。また、23区が全部、中学生の医療費の無料化となると、今度、東京の中だけでもそれは何でなんだろうというものが必ず出てきますから、ソフトもハードも、それはこういう事情だとか、あるいはそこはほかとはこういう事情が違うんだという反論をされてみたらどうでしょうか。

そうしないと、総務省へ行ってもそうですし、多摩の市長会、町村会に行ってもそういう話になります。ですから、何か論証していくものを特別区としてもお持ちになり、それが分析的であれば、都としても、それぞれの場所でそうではないということを主張していきたいと思います。財源だけではありませんが、財源論になるとどうしても特別区の制度の違いだとかとなってしまうので、そういう面ではまた反論書みたいなもの、あるいは検証書みたいなものを是非作っていただければなと思います。

(谷川委員)

先ほど出ていたまちづくり交付金に道路特定財源を入れてはいけないという議論は、本当におかしい話だと思います。というのは、これは違っているかもしれませんが、その背景には、国の官僚の発想というのが受け入れられなくなってきて、政治の世界だけになってきている点があると思います。これにも使っている、あれにも使っているということが、それはそれで正しいんだと言う人が、政治の駆け引きの中でいなくなっているのではないかと。本当に地元

の中で生活をしていて、その生活をより良くしようとしてまちづくり交付金を使って活性化するのに、なぜ悪いんだと反論する人がいなくなっている政治構造です。

東京都の財源3,000億円を持っていかれる話だって、今、衆議院ではオーケーになっているのですが、参議院では逆転でまだ引っ掛かっているわけですよ。要するに本当に行政レベルから意見を言うところが少なくなってきていて、政治レベルで出た問題を、メディアは取り上げるだけで、本質は何かというところの議論が非常に薄っぺらになってきているのではないかなというのを私は今感じています。

先ほど言ったように、1区では無理でしたら、23区で物を言うし、東京都で物を言う、共通するものであれば一緒になって物を言う。それで反論を受けて、正しい価値基準を創出していくということが非常に大切なこと、今は特に大切なことではないかなという気がしています。

(山崎幹事会座長)

同感です。

(谷川委員)

今日は妙に合いますね。

(山崎幹事会座長)

それで、その参議院で先行きはどうなるのですか。

(谷川委員)

再可決すると思います。3分の2でやると思います。

(山崎幹事会座長)

是非都道府県分だけで対応していただくように、区市町村に影響を与えないようにひとつよろしくどうぞ。

(山口会長)

ほかに何かございますか。

それでは、議論は尽きませんが、また幹事会で更なる議論を深めていただくということで、この辺でよろしいでしょうか。

20年度末には、事務配分、区域のあり方、税財政制度について基本的な方

向を打ち出していくスケジュールになっています。今後、都区のあり方を更に深く検討することが必要となりますが、時間的にかなり厳しいものがございしますので、効率的に検討を進めていくように是非お願いしたいと思います。

また、今回の都区のあり方の検討については、本日もマスコミの方がいらっしゃいますが、非常に注目を集めています。そういう面では、幹事会の議論も大変だと思いますが、是非よろしくお願いします。

それでは、これもちまして委員会を終了させていただきます。ご苦労さまでした。